

高等部卒業後の暮らしを充実したものにするために ～愛護手帳を活用し、より豊かな社会参加を！～

前回に続き、卒業後の暮らしを考えてみたいと思います。今回は、本校の児童生徒が所持している“愛護手帳（療育手帳）”の活用についてです。

愛護手帳（療育手帳）は、知的障がいのある方が障害者総合支援法による障害福祉サービスなどを受けやすくなることを目的としてつくられたものですが、身障者手帳や精神障害者保健福祉手帳とは異なり、法律で定められた制度ではないため、手帳を取得することで受けられる割引や免除、補助等は市町村で異なります。

以下、いくつか紹介しますが、詳細はご自身の住む市町村役場の福祉課に確認してください。

交通機関の割引

【JR】「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」という欄に「第1種」「第2種」の記載があれば、運賃を割引いてもらえます。第1種障害者とその介護者は、普通乗車券、回数乗車券、普通急行券を50%割引です。第1種障害者と第2種障害者が単独で利用する場合に普通乗車券を50%割引（ただし、営業距離が100kmを超える場合のみ）です。



【弘南鉄道・津軽鉄道】上記と同様です。A判定の場合、本人及び介護者1名が50%割引です。割引額が最低料金を下回る場合には、最低料金となります。B判定の場合は、本人のみが50%割引です。ただし、12歳以下の場合、介護者も割引になります。定期券、回数券も同様です。

【弘南バス】割引率は上記と同様です。通学している生徒達は“障がい者用 MegoICa”をバス会社の窓口でつくっています。愛護手帳を持参しての手続きが必要です。なんと100円バスも半額になります。



MegoICaはSuicaと同じですので、JRや私鉄などでも利用できますが、弘南バス以外で割引利用するには、あらかじめ手帳を提示するなど、各社の定める手順で申請が必要です。MegoICaなら、お金のやり取りがないので（Suicaタッチ決済）、バスだけでなく、初めての買い物体験！といった使い方もできますね♪

【飛行機】愛護手帳を所持している12歳以上の方と第1種障害者の介護者が割引対象です。割引率等詳細については各航空会社にお問い合わせください。



【タクシー】愛護手帳を提示すれば、メーター表示額の10%が割引になります。

【フェリー】愛護手帳を乗船券発売窓口に表示し乗船券を購入すると、割引になります。

割引率は会社によりことなります。



【高速道路】障害者有料道路通行料金割引制度があります。愛護（療育）手帳に第1種の表示がある人で、原則として家族が所有し、その運転する車に乗車する場合のことです。ETCでも割引可能です。



余暇の割引・減免



【テーマパーク 等】 ディズニーリゾートやUSJ等、テーマパークの入場料の割引や優先入場サービスをうけられることがあります。詳細は、利用したいテーマパークのホームページまたは購入窓口で確認してください。

【公共施設 等】 浅虫水族館、県立郷土館、県営スケート場、県立美術館、武道館、温水プール石川等、県や市町村のプールや博物館、体育館等で、利用料や入場料が減免または割引されることがあります。



【映画】 イオンシネマでは、愛護手帳を提示すれば、本人と同伴者2名まで障がい者割引が適用され料金は1,000円になります。ただし、3D上映の場合、別途追加料金(400円)が必要です。

【カラオケ】 愛護手帳の提示で、学割と同額の割引となります。卒業後の利用にいいですね。

【ボウリング】 愛護手帳の提示で、会員料金で利用することができます。



その他の割引・減免

【ホテル】 宿泊料金が割引される場合があります。予約時に確認しましょう。

【NHK受信料】 収入等により減免内容がことなります。減免対象となるかどうかは役場に確認してください。



【携帯電話料金】 愛護手帳を提示することで、携帯各社で「ハーティ割引」「スマイルハート割引」「ハートフレンド割引」等といった名称で割引が受けられます。契約プランや携帯電話会社によって異なりますが、20~40%ほど安くなるそうです。

【クリーニング料金】 愛護手帳を提示してから受付することで、20%の割引を受けられるクリーニング店があります。あらかじめ確認してから利用しましょう。



その他

【税金】 所得税や相続税、自動車税等、愛護手帳を取得すると税金の控除が受けられます。税金の控除の際、障がいの重さによって特別障がい者と障がい者に区分され、減免額も変わってきます。



【グループホーム】 卒業後、グループホームを利用する際には、家賃補助(月1万円)が支給されますから、家賃は1万円を引いた金額です！

ただし、グループホームを出てアパート暮らしをしたり、施設に入所したりした場合には支給対象とはなりません。収入や自立度合いを考えながら、どういった暮らしをしているのか考えることとなります。



【障がい者専用求人】 卒業後、求人に応募する際に、一般の求人に応募するのか、障がい者専用求人に応募するのかを選ぶことができます。ただ、一般の求人に応募するとなると、条件や資格、求められる仕事の範囲や難易度が高くなる場合もあります。障がい者専用求人に応募し、採用されると、企業内での合理的配慮やサポートを受けやすくなります。ジョブコーチ制度を利用したり、津軽障害者就業・生活支援センター(通称ナカポツ)からの支援も受けたりすることで、就労生活の定着や充実につなげることができます。

他にも様々なサービスや援助、補助金などがあると思います。愛護手帳を所持しなくても受けられる場合もありますが、障がいの有無を証明するための書類等が必要になります。愛護手帳所持により受けられるサービスを理解し上手に活用することで、より豊かな社会参加を実現させたいものです。